

(仮称) 神楽山風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、住民に対して、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく説明すること。
また、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）手続の段階や環境影響評価手続の終了後においても、関係住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
さらに、周辺住民の安全・安心を確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (2) 環境影響の予測及び評価においては、事業計画における不確定な要素をできるだけ排除し、精度を高めることが重要であることから、事業計画の内容を更に確実なものとするとともに、不確定な要素がある場合には、評価書へ具体的に記載し、当該要素による影響を十分に考慮したうえで予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境保全措置の実施にあたっては、環境負荷の更なる低減のため、工事実施時や施設稼働時において最新と思われる技術及び工法等を採用すること。
- (4) 今後、事業内容の変更が生じ、当該変更が既存の予測及び評価の結果に影響を与えるおそれがある場合には、再度、当該変更内容に基づく環境影響の予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を適切に講ずること。
また、現時点で具体化されていない箇所について、今後、詳細な内容が決定等した際も同様に、必要に応じて、当該決定内容に基づく環境影響の予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること。
- (5) 工事実施後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。
また、風力発電機は、長期に渡り稼働させる計画であることから、適切に維持管理し、経年劣化による不具合等により、周辺環境への影響が生じないようにすること。
- (6) 講ずるとしている環境保全措置の具体的な実施スケジュールを計画し、評価書へ記載すること。
また、工事業者等に対する指導・監督を徹底し、環境保全措置の確実な履行を確保すること。
- (7) 評価書の作成にあたっては、調査地点や予測及び評価に使用した数値の設定根拠を具体的に記載するとともに、平易な表現や図等を用いるなど、分かりやすい内容とすること。

- (8) 評価書の縦覧にあたっては、対象事業実施区域の周辺住民が容易に縦覧できる場所で行うなど、縦覧しようとする住民の利便性向上に努めるとともに、環境影響評価手続の終了後においても、インターネット等による評価書の縦覧を可能とするなど、関係住民等への事業の周知徹底を図ること。
- (9) 全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、電蝕による火災等が発生していることから、事故等を未然に防止するための安全対策及び点検方法・頻度、事故等が発生した場合における復旧方法や連絡体制などについて検討し、評価書へ具体的に記載すること。
- (10) 風力発電機の耐用年数経過後における取り扱いの判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて、周辺住民への説明を行うこと。
- (11) 対象事業実施区域における樹木の伐採や土地の改変は最小限に留めるとともに、風力発電機の設置にあたっては、十分な地盤調査等により地層の状況を確認し、工事に伴う土砂災害が生じないようにすること。
なお、工事に伴う土砂災害が生じた場合における復旧方法や連絡体制などについて検討し、評価書へ具体的に記載すること。
- (12) 対象事業実施区域の周辺では、他の風力発電事業が計画されており、「騒音」及び「超低周波音」などの影響が累積的なものになるおそれがあることから、他の風力発電事業者と十分な情報共有を図りながら、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (13) 令和元年台風 19 号等により、本市において、記録的な豪雨、並びに夏井川流域の地域で甚大な水害が発生したことを踏まえ、環境影響評価準備書の予測及び評価に使用した降雨量等の設計条件が適切であるか改めて検証し、その結果を評価書に記載すること。
また、設計条件等を検証した結果、夏井川流域の河川に流入する雨水・濁水の量や、土砂災害の発生等に影響を与えるおそれがある場合には、適切な防災措置を講ずること。

2 個別的事項について

【騒音・超低周波音】

- (1) 工事期間中、走行ルートとされている県道 41 号などにおいて、工事用車両(大型車両)の交通量が現況に比べて大きく増加する見込みであることから、当該道路走行の際には周辺環境に特に留意し、環境影響評価準備書で示された環境保全措置を確実に実施するとともに、騒音及び粉じん等のさらなる発生抑制及び事故防止に努めること。
- (2) 施設稼働後における「騒音」及び「超低周波音」については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、地形等の地域特性や、他地域における既存の風力発電事業への「騒音」及び「超低周波音」に係る苦情やその対応事例などをあらかじめ調査

したうえで、適切な頻度及び手法により、事後調査を実施すること。

また、事後調査の結果、影響の程度が著しいと判断された場合や、周辺住民から苦情が申立てられた場合には、速やかに原因を究明し、追加的な環境保全措置を講ずること。

【水の濁り】

対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、降雨による雨水や工事による濁水の河川への直接流出を防止する沈砂池等の措置については、全国各地における近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川水量が著しく増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量・能力とすること。

また、沈砂池等については、工事期間中はもとより、施設稼働後も定期的な管理・点検を行い、下流域への土砂や濁水の流出を防止するとともに、沈砂池等の具体的な設置場所、管理方法、点検頻度等を検討し、その結果を評価書に記載すること。

【動植物】

(1) 対象事業実施区域の周辺において、サシバ、ノスリ、クマタカ等の希少な猛禽類の営巣地が確認されていることから、当該鳥類の繁殖期や繁殖場所を避けた施工、工事の馴化など、具体的な環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

(2) 工事の実施にあたり、調査段階で把握していなかった希少な動植物の生育及び生息を発見した場合には、専門家や関係機関等に意見を仰いだうえで、適切な環境保全措置を講ずること。

また、生物多様性を保全する観点から、造成工事等による緑化を行う場合には、地域固有種に配慮した、外来種を使用しない人工種の配合を行うとともに、対象事業実施区域及びその周辺において、特定外来生物である植物の生育を発見した場合には、外来生物法に基づき、適切に駆除すること。

(3) 鳥類の重要な種及びコウモリ類に係る事後調査の実施にあたっては、あらかじめ専門家や地元の野鳥保護団体等に意見を仰いだうえで、調査計画に反映させること。

【廃棄物】

(1) 造成工事等に伴い発生する残土の埋戻しや盛土等での利用にあつては、廃棄物混入の有無、性状、土質等の調査を行い、利用可能な土砂であることを確認すること。

また、建設汚泥が発生した際には、建設汚泥と残土が互いに混合することのないように管理し、混合した場合には、全量を産業廃棄物として取り扱うこと。

なお、工事に伴い発生する廃棄物で、排出者による再資源化（伐採木の枝葉や根）、及びリサイクル業者への引き渡し（木くず、廃プラスチック類等）を予定しているものについて、有価物としての利用・売却が困難となった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に規定する産業廃棄物処理業の許可を有する者と契約を行い、適切な処分を行うこと。

(2) 移動式破砕施設を用いた伐採木の破砕にあたり、破砕施設の1日当たりの処理能力(1日の稼働時間が8時間未満の場合は、「1時間当たりの処理能力×8時間」が当該施設の処理能力となる。)が5tを超える場合、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。

ただし、元請業者自らが移動式破砕施設を所持もしくはリース契約による長期借入をしており、破砕処理も元請業者が行う場合は排出事業者の自ら処理となるため、設置許可は不要となる。

また、元請業者以外の者が破砕処理を行う場合、破砕施設の処理能力の大小に関係なく、当該行為者は産業廃棄物処分業の許可が必要となる。

これらの許可には相当期間が必要となることから、移動式破砕施設を用いた伐採木のチップ化を行う際は、あらかじめ許可の要否等について、いわき市廃棄物対策課と協議すること。

(3) 事業終了後は、風力発電機を可能な限り速やかに撤去及び処分を行う必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。

【景観】

(1) 対象事業実施区域は、夏井川溪谷や二ツ箭山、神楽山の登山道及び頂上付近など周辺に優れた眺望点が存在することから、風力発電機等の配置にあたっては、眺望を著しく阻害することのないようにするとともに、その色彩等についても、自然に溶け込むような工夫の検討を行うこと。

(2) 二ツ箭山の眺望点においては、本事業と(仮称)阿武隈南部風力発電事業の両事業の風力発電機が視認される計画であることから、当該風力発電事業者と最新の情報を共有のうえ、二ツ箭山における両事業の風力発電機に係るフォトモンタージュを作成し、評価書に記載すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

対象事業実施区域は、神楽山の登山道に重複していることから、風力発電機等の配置にあたっては、当該登山道に影響を与えることのないようにするとともに、地元の登山愛好家や山岳会等からも広く意見を聴取のうえ、今後の計画に反映させること。

【放射線の量】

対象事業実施区域及びその周辺の土壌や樹木等には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着等している可能性があることから、工事の実施にあたっては、対象事業実施区域の複数の地点で放射性物質の沈着等が無いことを確認するとともに、一般環境中へ放射性物質が飛散等しないようにすること。

【その他】

- (1) 事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」の記載事項を遵守するとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「風力発電機導入にあたっての留意事項について」に留意すること。
- (2) 対象事業実施区域の地元自治会から、住民の安全・安心を最大限に確保するため、事業者、地元自治会及びいわき市による「風力発電施設の工事管理及び稼働後の運用・管理等に関する三者協定」の締結について要望されていることから、環境影響評価手続の終了後、三者協定を締結すること。
- (3) 3,000 m²を超える土地の形質変更を行う場合には、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要になることから、いわき市環境監視センターと協議すること。
- (4) 風力発電機等の輸送について、国道6号や県道35号を經由して、いわき市所管の林道「上高部線」を使用して運搬する計画となっていることから、いわき市林務課と協議すること。
また、輸送に伴う大型車両の進入のための林道拡幅の可否については、林道拡幅の計画を提示のうえ、いわき市林務課と早急に協議すること。
- (5) 対象事業実施区域内の工事用道路について、工事实施後は管理用道路や林業施業用通路とする計画としているが、林道としてその所管をいわき市へ移管することはできないことに留意すること。
- (6) 地域森林計画の対象民有林については、森林を伐採した後の林地を森林以外の目的に利用する時の開発面積が1.0ha以下の場合、土砂の流出や災害の防止に配慮した適正な林地の利用に誘導することを目的として、「小規模林地開発計画書」の提出が必要となることから、いわき市林務課と協議すること。
また、小規模林地開発に伴い、森林の立木を伐採する際には、「伐採および伐採後の造林の届出書」をいわき市林務課に提出すること。
- (7) 地域森林計画の対象民有林の面積が1.0haを超える開発については、森林法の規定に基づく開発行為の許可（林地開発許可）が必要になることから、該当する場合は、福島県いわき農林事務所と協議すること。
- (8) 工事の実施にあたっては、関係機関との協議を綿密に行い、防災工事を明確にした防災計画を作成するとともに、不測の事態に対して万全の体制で対応するため、防災工事を先行実施すること。

- (9) いわき市道に係る工事用車両の運行又は局部的な改修等を計画する場合には、境界を明確にしたうえで、あらかじめいわき市道路管理課と協議すること。
- (10) 対象事業実施区域は都市計画区域外であり、また、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用の方向性においては、対象事業実施区域は「森林保全・育成区域」と位置付けており、国土保全、水源涵養など多様な機能を持つ山林は、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然環境や交流の場としての活用、景観の維持向上に努める区域としていることから、風力発電機の配置や工事計画の検討にあたっては十分配慮すること。
- (11) 一定規模以上(高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m²超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積 3,000 m²超又は法面の高さ 5m 超かつ長さ 10m 超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく大規模行為の届出が必要であり、また、同行為のうち、特に規模が大きいもの(建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m²、工作物については高さ 31m 超)については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
- (12) 一定規模(10,000 m²)以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する場合には、いわき市都市計画課土地調整係と協議すること。
- (13) 都市計画区域外において 10,000 m²以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、いわき市都市計画課土地調整係と協議すること。
- (14) 対象事業実施区域内には、「萩C遺跡(県遺跡番号 204400033)」が所在しており、文化財保護法上の取り扱いを受けることから、事業の実施にあたっては、いわき市文化振興課と協議すること。